

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】

むつ商工会議所 総務課

〒035-0071
青森県むつ市小川町2丁目11-4
TEL 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:mutsucc2@jomon.ne.jp



Contents

- ・新年祝賀会盛會裡に終了
- ・商工会議所会費の収納について
- ・国の教育ローン制度の概要
- ・平成十一年度税制改正について

地域振興券 (商品券) 交付のお知らせ

特定事業者のみならずへ
●特定事業者となるためには、申請し、市に特定事業者として登録しなければなりません。
●登録を申請できる方は、市内で、小売業、飲食業、洗濯・理容業、旅館・医療業等の各種サービス業、運輸・通信業(旅行業を含む。)を営む方です。
(地域振興券は、売買、現金との交換、有価証券やプリペイドカード等の購入への使用が禁止されているため、事業内容がすべてこれらの行為にあたる小売業などは登録できません。)
●次のとおり、説明会を開催いたします。
(大湊地区)平成11年2月15日(月) 14:00から
むつ市公民館大ホール
(田名部地区)平成11年2月16日(火) 14:00から
下北文化会館大ホール
●特定事業者の募集期間は、平成11年2月19日から2月25日まで(土・日を除く)行います。なお、募集期間後に新たに営業を開始した方又は、期間内に特別の事情があり登録の申込みをすることができない方は随時申込みを受け付けいたしますが、登録事業者一覧表には掲載されませんのでご了承下さい。
●申請書類等は、説明会の際お渡しします。なお、都合により出席できない方は、むつ市役所、大湊・田名部連絡所、川守町・桜木町分室に備えておりますのでご利用下さい。
●申請書を審査のうえ、登録事業者には登録証明書、ステッカー、ポスターを配布します。



菊池 健治氏 長谷川 語氏 江渡 聡徳氏 杉山 肅氏



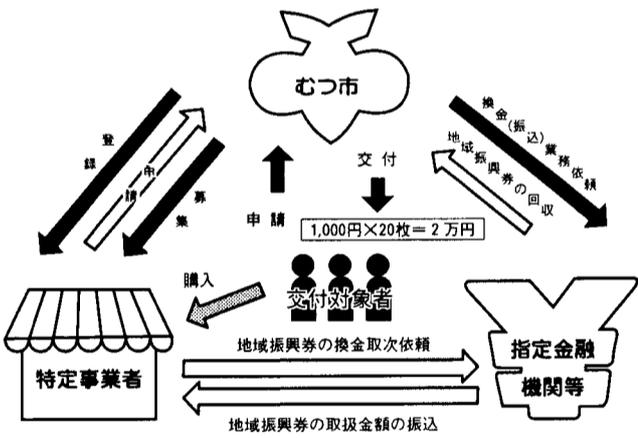
吉原 征義氏 川下 八十美氏 中新 鐵男氏

平成十一年新年祝賀会 盛會裡に終わる

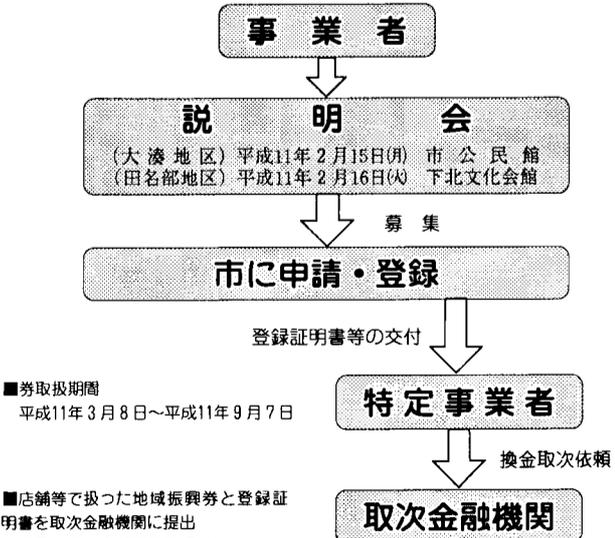
新春恒例の新年名刺交換会を「新年祝賀会」と名称を改め、去る一月八日むつグリーンホテルに於いて盛大に開催されました。市内の産、学、官界より四一三名が集い、新年を迎えて和気あいあいに歓談。
むつ商工会議所専務理事瀬川素之の開会のことばのあと、主催者を代表し、むつ商工会議所会頭鷹架武一と、むつ市長杉山肅氏より年頭のごあいさつがあった。
ひきつづき、衆議院議員 江渡 聡徳氏、海上自衛隊大湊地方総監 長谷川語氏、青森県議会議員菊池健治氏並びに中新鐵男氏よりそれぞれ丁寧なるご祝辞を賜った。
むつ市議会議長 川下八十美氏より声高らかに乾杯のご発声があり懇親会に入り、約一時間程、参加者それぞれコミュニケーションを図り、向こう一年間のいやさかを誓い合い、最後に、海上自衛隊大湊地方総監部幕僚長吉原征義氏の万歳三唱の発声で幕を閉じた。



地域振興券のしくみ



特定事業者申請・登録の流れ



■券取扱期間
平成11年3月8日～平成11年9月7日

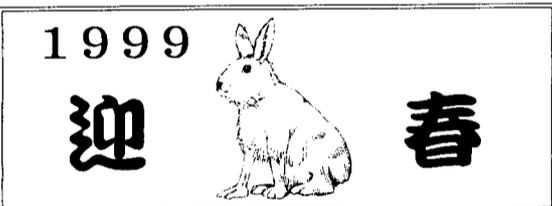
■店舗等で扱った地域振興券と登録証明書を取次金融機関に提出
後日、市から指定口座に振込

■換金期間
平成11年3月8日～平成11年12月7日

[お問合せ先] むつ市地域振興券対策室 ☎22-1111(代)

◆議員 (五十音順・敬称略)

- ◆1号議員
- | | |
|----------------------|--------------------|
| 上路 昭雄 (上 路 電 器) | 高橋 一 (アテヒ設計建設) |
| 杉澤 武志 (アトムプランニング) | 新谷 功 (新谷水道工業所) |
| 濱崎 正明 (大湊興業) | 小野 哲三 (オレンジショップ) |
| 柿本 哲平 (柿本商店) | 文三 (健本ハイヤー) |
| 菊池 卓 (菊池住設) | 忠 (菊池トラック) |
| 木村 正勝 (木村鉄工所) | 白濱 亮一 (協栄石油) |
| 吉原 朋治 (協同印刷工業) | 熊谷 國治 (熊谷建設工業) |
| 菊池 広志 (下北環境保全) | 白濱 啓助 (下北交通) |
| 古川 亮一 (下北自動車学校) | 杉山 東幹 (杉山建設工業) |
| 明夫 (住吉板金工業) | 精吉 (関商店) |
| 其田 桂 (ソノグビューティースタジオ) | 中新 鐵男 (大魚むつ総合卸売市場) |
| 高橋 俊夫 (高橋教材) | 田中 常浩 (田中造花店) |
| 谷川 真則 (谷川設備工業) | 内田 則 (東京堂) |
| 波岡 悦郎 (ナミオカ) | 野澤 昭男 (野沢新聞店) |
| 野村 みさを (野村建設) | 橋立 清澄 (はしだてレンタカー) |
| 橋本 裕一 (橋本建設工業) | 八戸 信一 (八戸屋) |
| 浜田 和博 (浜田自動車工場) | 藤原 強 (藤原損害保険事務所) |
| 品木 高志 (北新機材) | 前田 恵三 (メエダ百貨店) |
| 南谷 信廣 (みなみや) | 中村 政義 (むつ電業) |
| 山内 隆 (山内土木) | |
- ◆2号議員
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 森 道雄 (青森銀行むつ支店) | 古川 キン子 (東 寿 し) |
| 磯沼 睦夫 (磯沼建設) | 岩岡 弘 (岩岡石材店) |
| 岩岡 芳雄 (岩岡袋店) | 太田 巳代次 (太田建設産業) |
| 柳谷 一雄 (お菓子工房やなぎや) | 菊池 力寿 (しきくち) |
| 立花 正之 (菊池商会) | 佐々木 司 (ササキ美容院) |
| 中谷 弘文 (昭和管工) | 祐川 清人 (スケカワ) |
| 関 實 (大陽建設) | 市岡 勲四郎 (大通冷蔵) |
| 新谷 三郎 (太陽建設) | 伏見 新幸 (田名部クリーニング) |
| 千葉 勝美 (千葉塗装) | 川口 毅 (東北船用品むつ店) |
| 吉崎 順次 (東北電力むつ営業所) | 柳 牛 進 (とみなみ総合食品) |
| 中西 正威 (中西木工所) | 野呂 泰嘉 (野呂商店) |
| 高橋 武男 (はねやホテル) | 石橋 茂雄 (ホンダプリモむつ) |
| 葛西 仁 (みちのく銀行むつ支店) | 富岡 幸夫 (むつタクシー) |
| 大見 義明 (明成建販) | 利美 業 研 堂 |
- ◆3号議員
- | | |
|-----------------|----------------------|
| 大湊 次男 (大湊地建) | 姥名 吉五郎 (大湊ペーカリー) |
| 北川 市蔵 (北 川) | 工藤 忠 (秀栄堂 工藤造花店) |
| 杉本 政蔵 (理容スギモト) | 橋本 春治 (橋本機械店) |
| 三国 俊美 (東通運輸) | 森山 道昭 (スーパー弘前屋) |
| 中村 義昭 (防災電気工業) | 小野 徹夫 (むつショッピングセンター) |
| 渡邊 正弘 (渡邊利太郎商店) | |



1999 迎 春 むつ商工会議所

- 会 頭 鷹 架 武 一 鷹架工業(株)
副会頭 菊 池 健 治 むつアサノコンクリート(株)
副会頭 小 原 長之助 (小原酒米店)
専務理事 瀬 川 素 之

◆常議員 (五十音順・敬称略)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 上路 昭雄 (上 路 電 器) | 新谷 功 (新谷水道工業所) |
| 姥名 吉五郎 (大湊ペーカリー) | 大見 義明 (明成建販) |
| 小野 徹夫 (むつショッピングセンター) | 北川 市蔵 (北 川) |
| 熊谷 國治 (熊谷建設工業) | 品木 高志 (北新機材) |
| 白濱 啓助 (下北交通) | 杉澤 武志 (アトムプランニング) |
| 杉山 東幹 (杉山建設工業) | 住吉 明夫 (住吉板金工業) |
| 関 精吉 (関商店) | 其田 桂 (ソノグビューティースタジオ) |
| 高橋 一 (アテヒ設計建設) | 中新 鐵男 (大魚むつ総合卸売市場) |
| 橋立 清澄 (はしだてレンタカー) | 橋本 春治 (橋本機械店) |
| 橋本 裕一 (橋本建設工業) | 八戸 信一 (八戸屋) |
| 濱崎 正明 (大湊興業) | 前田 恵三 (メエダ百貨店) |
| 山内 隆 (山内土木) | 山本 文三 (健本ハイヤー) |
| 渡邊 正弘 (渡邊利太郎商店) | |

◆監 事 (五十音順・敬称略)

- 島山 省三 (島山税理士事務所) 浜道 昭一 (浜道清掃社)
港 嘉四郎 (ミナト家具サロン)

平成11年1月22日現在

国民金融公庫の貸付利率

- ◎普通貸付 **年2.90%**
平成11年1月8日実行分から
- ◎小企業等経営改善貸付 **年2.60%**
(無担保・無保証人[※]制度) 平成11年1月8日実行分から
- ◎国の教育ローン **年2.30%**

※ 貸付利率は、予告なく変わることがあります。

《国の教育ローン制度の概要》

ご利用いただける方	専修学校、各種学校、大学、短大などへ入学・在学される方の保護者またはご本人で、前年の年収が、1,210万円(事業所得者の場合は990万円)以内の方
ご融資額	学生・生徒お一人につき200万円以内
ご返済期間	8年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方は9年以内)
据置期間	在学期間以内(ご返済期間に含まれます)
お使用みち	1 入学時に必要な費用 入学金等の学校納付金、受験費用、その他入学に際し必要な費用 2 在学中に必要な費用 授業料等の学校納付金、下宿代等住居にかかる費用、通学に要する交通費及び学生の国民年金保険料
利率	年2.3%(固定)
ご返済方法	元利均等毎月払い(ボーナス併用返済、ステップ返済も可能です。)
保証	(財)教育資金融資保証基金または保証人1名以上
お問い合わせ先	●国民金融公庫青森支店業務課 TEL 0177-23-2331 ●むつ商工会議所指導課 TEL 0175-22-2281

「コンピューター西暦2000年問題」対応のための

新しい中小企業支援策のご案内

西暦年データの誤認に起因するトラブル「コンピューター西暦2000年問題」に中小企業の皆様が適切に対応していただくため、国は緊急経済対策において支援策を拡充強化いたしました。その内容を記載したパンフレットを無償で提供いたしますので、ご希望の方は、むつ商工会議所指導課までおいで下さい。

パンフレット記載内容

1. システムエンジニア派遣(無料)事業の創設
2. 都道府県の設備貸与事業の強化(小規模事業者の方を中心に特に低廉なリース、割賦販売を行います)
3. 政府系金融機関による低利融資制度の強化(担保要件を大幅に緩和します)
4. コンピューターの入れ替え等の際の税制措置
5. 低料率のリース制度
6. 相談窓口の充実、専門家による無料アドバイス
7. 債務保証制度



むつ商工会議所「ホームページ」を開設します!

むつ商工会議所では、平成11年6月からホームページを開設し、有益な情報を迅速にお伝えしていきます。これに伴い、当所ホームページと自社ホームページとのリンクを設定したい会員企業、プレゼントコーナーを利用して自社商品及び自社PRをしたい会員企業を募集いたしますので、どうぞご利用ください。

1. リンク設定
当社ホームページと自社ホームページのリンクを設定します。
●申込: 申込は随時受け付けております。所定の申込用紙にてお申し込み下さい。
 2. プレゼントコーナー利用
当所ホームページのプレゼントコーナーを利用して自社商品及び自社のPRができます。
●申込: 申込は随時受け付けております。所定の申込用紙と商品写真・企業PR用写真を添えてお申し込みください。
- ※お問い合わせ・お申し込みについて、むつ商工会議所指導課へご連絡下さい。
(TEL 22-2281)



平成11年度商工会議所会費の収納について

むつ商工会議所の平成11年度の会費は、むつ商工会議所会費収納規約第5条により、原則として毎年4月に、年額の一括払いとなります。

現在、口座振替を利用されている方は、平成11年4月9日に平成11年度分(平成11年4月~平成12年3月分)を一括振替させていただきます。また、現金集金にて収納している方は、4月30日までに納付していただくこととなりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

なお、いずれの方も申請により、4月・8月・12月の3期分納が可能ですので、希望する方は、むつ商工会議所総務課までご連絡下さい。

(☎22-2281)



日本商工会議所と各地の商工会議所の粘り強い要望活動が大きな成果に結びつきました。
平成11年度税制改正
(中小企業関連税制)

特報

中小企業の方に
1兆3千億円程度の過去最大規模の
大幅な減税が実施されます。

1. 法人所得減税		1兆円減税		減税額内訳
法人税	①基本税率の引き下げ	34.5%→30%	6,000億円	1,100億円
	②中小軽減税率の引き下げ(所得800万円まで)	25%→22%		
法人事業税	①基本税率の引き下げ	11.0%→9.6%	1,400億円	
	②軽減税率の引き下げ(所得800万円まで)	8.4%→7.3%	100億円	
	(所得400万円まで)	5.6%→5.0%	100億円	

(このほか、法人住民税も減税されます)

2. 事業継承税制【100坪80%非課税】 800億円減税
80%非課税の特例措置の対象面積を大幅に拡大(200㎡→330㎡(100坪))

3. 経済対策の延長・拡充 1,500億円減税

①中小企業投資促進税制の延長・拡充
・機械装置、パソコン、FAX、コピー機等の取得について30%の特別償却または7%の税額控除を認める特例措置を平成12年5月末まで延長
・トラックの範囲を車両総重量8t以上から3.5t以上に拡大

②中小企業技術基盤強化税制の延長
試験研究費の10%の税額控除を認める特例措置を12年3月末まで延長

4. 事業主控除の引き下げ 170億円減税
個人事業税事業主控除額の270万円を290万円に引き上げ→各事業者1万円の負担減

さらに個人事業者の方に次のような大幅な減税が実施されます

1. 個人所得減税 4兆円減税

最高税率 65%→50%
定率減税
所得税20%減税(最高25万円)
住民税15%減税(最高4万円)
→世界最低水準の所得課税体系

2. 教育・子育て減税 3,000億円減税

0~15歳 控除額を10万円アップ
→1~3万円程度減税

16歳~22歳 控除額を5万円アップ
→5,000~15,000円程度減税

3. 地域振興券 7,000億円交付

商品券 → 児童(0~15歳)1人につき2万円
→ お年寄り(65歳~)1人2万円

